

周波数オークションの導入に関する再提案

提出者(計7件)	
No.	提出者名
1	小森谷 和信
2	南堂 久史
3	山田 肇 (東洋大学経済学部)
4	株式会社毎日放送
5	個人
6	イー・アクセス株式会社
7	株式会社ケイ・オプティコム

組織名及び代表者名	小森谷 和信
-----------	--------

【提案募集において提出された提案に対する再提案】

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号			
	提案者名			
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
上記の提案内容に対する再提案	<p>意見 放送等について、公共性を理由にオークションの対象外とするべきという意見が散見されます。しかし、放送等の事業を行っている者は、ほとんどが営利を目的とする株式会社であり、公共性と市場原理が両立しないとはいえません。</p>			

組織名及び代表者名	南堂 久史
-----------	-------

【提案募集において提出された提案に対する再提案】

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	25			
	提案者名	個人			
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号 1項 i) 案5 (1)①	内容 周波数オークションを実施することにより、周波数資源の獲得の為の入札が過当競争化し、落札額が高騰することがあってはならない。	
上記の提案内容に対する再提案	<p>落札額が高騰することを避けるための方法。</p> <p>(1) 一挙に全体をオークションで決めるのではなく、逐次的に少しずつオークションを実施する。例。全体の1割ぐらいつつを、少しずつオークションで決める。</p> <p>(2) 取得者同士の売買(転売)を認める。ただし投機的な売買を防ぐために、転売差益については90%を没収する。(特別課税する。)</p> <p>(3) 4割(程度)以上の取得については、独禁法の観点から、無効とする。</p>				

組織名及び代表者名	東洋大学経済学部 山田 肇
-----------	------------------

【提案募集において提出された提案に対する再提案】

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	28		
	提案者名	UQ コミュニケーションズ株式会社		
		項目番号	論点の番号	内容
提案項目 (該当部分)	2	1	かなりのOECD諸国がオークションを導入している一方で、携帯電話の加入数が世界最大である中国においてはオークションが導入されていない。電波の監理の在り方はそれぞれの国情に合わせた議論が必要であり、日本の通信事情に応じた最適の制度の在り方。	
上記の提案内容に対する再提案	<p>中国は社会主義国で体制が異なるので、多くの資本主義国で導入されている周波数オークションに反対する根拠にはならない。</p> <p>提案者は、我が国でも周波数は社会主義的に管理されるべきであると主張したいのであろうか。</p> <p>中国が我が国よりも先に周波数オークションを導入した場合、提案者は朝鮮民主主義人民共和国を根拠として持ち出すのであろうか。</p>			

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	30		
	提案者名	KDDI 株式会社		
	提案項目 (該当部分)	項目番号 2	論点の番号 1(イ)	内容 仮に導入後に成果が十分得られないこととなれば、多額のオークションコストは不必要な負担を課すこととなり、電気通信の健全な発展を阻害するばかりでなく、産業界の損失にもなりかねません。このため、導入目的の明確化に加えて、導入効果をシミュレーション等によって十分検証していただくことを希望します。
上記の提案内容に対する再提案	周波数オークションを世界に先駆けてはじめて実施するのであればシミュレーションも有益であるが、すでに諸外国で多数実施されている現状では、シミュレーションは時間の無駄遣いである。			

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	30		
	提案者名	KDDI 株式会社		
	提案項目 (該当部分)	項目番号 2	論点の番号 1	内容 これまで、携帯電話サービスは、新技術を順次取り入れ電波の能率的な利用を図るとともに、廉価な通信料金で新サービスを開拓しユーザの利便性を高めてきました。また、携帯電話の普及は、通信サービスに留まらず、周辺産業の創造や発展を促し、現在では関連産業全体の経済効果に大きく寄与しています。このことから、オークション制度が移動通信事業者に過大な負担を求めることになることのないよう検討いただきたい。
上記の提案内容に対する再提案	移動通信事業者は自己にとって過大な負担とならない範囲で入札すればよいので、周波数オークション制度が移動通信事業者に過大な負担を求めることになるというのは杞憂である。			

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	8		
	提案者名	米国政府		
	提案項目 (該当部分)	項目番号 2	論点の番号 5	内容 また、米国政府は日本政府と周波数オークション制度の設計や利用に関する経験およびベストプラクティスについて情報交換する機会を歓迎する
上記の提案内容に対する再提案	<p>米国は長い期間をかけて制度を確立してきた、周波数オークションに関する先進的な国家である。米国政府からの申し出に感謝し、情報交換を実施するのが適切である。</p> <p>落札価格高騰の象徴として英独の事例が例示されることが多いが、英独両国も長い期間をかけて周波数オークション制度を成熟させてきた国家であり、両国政府に情報交換を依頼することは、我が国における制度設計に役立つものである。総務省から両国政府に働きかけていただきたい。</p>			

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	30		
	提案者名	KDDI 株式会社		
	提案項目 (該当部分)	項目番号 2	論点の番号 5(1)①	内容 入札額の高騰は新たなコスト負担が発生し、設備投資の抑制につながる可能性があります。この結果、サービスの低下ばかりでなく、新技術の導入を遅らせ関連産業の発展を鈍らせる等の懸念が挙げられます。海外での事例等も踏まえて、携帯電話関連産業全体への影響について検討が必要と考えます。
上記の提案内容に対する再提案	<p>周波数オークションが既に導入されている諸外国、特に米国においてスマートフォンに関連する新サービス・新機器・新技術が世界に先駆けて導入され、同国市場のみならず世界市場で高い評価を受けている事実を、提案者はどのように説明するのであろうか。</p> <p>周波数オークションが導入されていない、したがって関連産業の発展が促されているはずの我が国携帯電話関連産業が世界市場でわずかなシェアしか獲得していない事実を、提案者はどのように説明するのであろうか。</p>			

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	30		
	提案者名	KDDI 株式会社		
	提案項目 (該当部分)	項目番号 2	論点の番号 5(2)①	内容 オークション制度であっても事業計画の実現性、周波数の能率的な利用等、基本的な要件を満たす者を参加資格とすることが、早期にかつ確実に国民の利便性につながると考えます。
上記の提案内容に対する再提案	<p>落札するに十分な資金力がある事業者が落札し、その落札者が落札後速やかに事業を実施し利益を獲得しようとするのであるから、事業計画の実現性、周波数の能率的な利用等の基本的な要件をあらかじめ審査する必要はない。</p> <p>付言すれば、すでに前回の提案に記載したように、落札者が最善の努力で進めるビジネスを阻害する条件を付すのは適切ではなく、周波数オークションにかかる電波帯の用途を「通信」「放送」「通信及び放送」程度に指定することは構わないが、それよりも詳細な事項に相当する利用する技術および利用方法などについては、落札者に委ねるべきである。</p>			

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	30		
	提案者名	KDDI 株式会社		
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		2	5(2)④	電子入札システムの開発が伴う場合、高い信頼性やセキュリティ等が要求されることが想定され、これらの構築・維持コストと将来実施されるオークションの頻度等、費用対効果の観点で検討が必要と考えます。
上記の提案内容に対する再提案	すでに国有地については、頻繁にオークションが実施されている。また、各省庁における物品の調達についても入札が多数実施されている。現状に照らせば、本提案は検討する必要がない。			

組織名及び代表者名	株式会社 毎日放送 代表取締役社長 河内一友
-----------	------------------------

【提案募集において提出された提案に対する再提案】

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	5		
	提案者名	多田光宏氏		
	提案項目(該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		2	4	対象はすべて行うべき、再免許(更新)時にも行うべき
上記の提案内容に対する再提案	<p>公共的役割を担う「放送」については、周波数オークションによる事業者選定はなじまないため、同制度の対象としないよう再提案します。また放送番組取材・制作、送出に不可欠であるFPU、連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」についても、周波数オークションの対象としないよう再提案します。また放送局の再免許時に周波数オークションを行っている例は諸外国にもないと認識しており、「放送」については周波数オークションの対象としないよう再提案します。</p>			

* 以下、類似の提案に関する再提案を記述しますが、当社の再提案の内容は基本的に上記と同内容です。

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	17		
	提案者名	山田 肇氏		
	提案項目(該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		2	4①	原則的には、国防・防災・航空管制など、公的に利用される以外のすべての電波帯とすべきである。
上記の提案内容に対する再提案	<p>公共的役割を担う「放送」については、周波数オークションによる事業者選定はなじまないため、同制度の対象としないよう再提案します。また放送番組取材・制作、送出に不可欠であるFPU、連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」についても、周波数オークションの対象としないよう再提案します。</p>			

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	28		
	提案者名	UQコミュニケーションズ殿		
	提案項目(該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		1	4	<ul style="list-style-type: none"> ・今後通信と放送の融合が進むことを前提としたオークション対象範囲の在り方。 ・既存の事業者既に免許されている電波もオークション

				の対象とすることの是非
上記の提案内容 に対する再提案	<p>公共的役割を担う「放送」については、周波数オークションによる事業者選定はなじまないため、同制度の対象としないよう再提案します。また放送番組取材・制作、送出に不可欠であるFPU、連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」についても、周波数オークションの対象としないよう再提案します。また放送局の再免許時に周波数オークションを行っている例は諸外国にもないと認識しており、「放送」については周波数オークションの対象としないよう再提案します。</p>			

周波数オークションの導入に関する 提案募集において提出された提案	提案番号	29		
	提案者名	ソフトバンクモバイル株式会社殿他2名		
	提案項目(該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		2	4	周波数は通信・放送の融合化が進んでおり、放送目的・通信目的に限らず生活のあらゆる分野での利用を前提に、すべての帯域においてオークション対象範囲を議論すべきであると考えます。
上記の提案内容 に対する再提案	<p>公共的役割を担う「放送」については、周波数オークションによる事業者選定はなじまないため、同制度の対象としないよう再提案します。また放送番組取材・制作、送出に不可欠であるFPU、連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」についても、周波数オークションの対象としないよう再提案します。また放送局の再免許時に周波数オークションを行っている例は諸外国にもないと認識しており、「放送」については周波数オークションの対象としないよう再提案します。</p>			

周波数オークションの導入に関する 提案募集において提出された提案	提案番号	32		
	提案者名	ウィルコム株式会社殿		
	提案項目(該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		2	4	デジタル化、ブロードバンド化により、同じシステムで携帯電話、放送、自営通信などがサービスできる時代になってきています。したがって、従来の運用するサービスの種別

				による切り口ではなく、新たな切り口が必要と考えています。
上記の提案内容に対する再提案	公共的役割を担う「放送」については、周波数オークションによる事業者選定はなじまないため、同制度の対象としないよう再提案します。また放送番組取材・制作、送出に不可欠であるFPU、連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」についても、周波数オークションの対象としないよう再提案します。			

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	33		
	提案者名	ENOTECH Consulting, LLC 殿		
	提案項目(該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		2	4	対象範囲は、基本的には競争が発生する無線システムすべてを対象にすべきと考えます。
上記の提案内容に対する再提案	公共的役割を担う「放送」については、周波数オークションによる事業者選定はなじまないため、同制度の対象としないよう再提案します。また放送番組取材・制作、送出に不可欠であるFPU、連絡無線、番組中継用固定回線等の「放送事業用無線局」についても、周波数オークションの対象としないよう再提案します。			

組織名及び代表者名	個人
-----------	----

【提案募集において提出された提案に対する再提案】

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	全て			
	提案者名	全て			
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容	
		全て	全て	全て	
上記の提案内容に対する再提案	<p>全体的にリスク管理の考慮が足りていないような気がします。</p> <p>マネーゲームに踊らされるリスクは避けるべきである。</p> <p>◆論旨</p> <p>以前に中国が日本の水源や軍事基地近辺の土地を買い漁るという事がありました。こういうリスクは避ける設計をすべきです。また、マネーゲームに踊らされるととんでもない方向に突っ走るリスクがあるのはサブプライム問題が証明しています。すなわち、万が一にでも転売などのマネーゲームに巻き込まれないようにすべきです。</p> <p>◆提案</p> <p>以下のような制度を提案する。</p> <p>1:オークションで一番高い金額を付けた会社にレンタルするというシステムにする。その際、契約違反(転売目的での他人への譲渡)をした場合には、電波を取り戻すことが可能。</p> <p>2:事前に使用目的を A4 の紙1枚程度にまとめてもらってそれを審査する。国益にくみするものだけオークション参加可能。</p> <p>3:事情があつて使用目的を変更する場合には、公開の場で再審査。</p>				

	<p>その場合にも国益にくみするものだけ許可。</p> <p>4: 会社(以降会社 A と呼ぶ)が潰れるなどやむをえない事情により、使用目的通りに遂行できなくなったら、電波は国に返却して再オークションすることができる。その場合、会社 A が支払った金額の〇%以下 & 再オークションで落札された金額の〇%以下という条件で会社 A に金が戻る。</p> <p>5: カルテルを行った者は次回からオークション参加禁止とする。</p>
--	--

組織名及び代表者名	イー・アクセス株式会社 代表取締役社長 エリック・ガン
-----------	--------------------------------

【提案募集において提出された提案に対する再提案】

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	3、7、11、16、19、20、26、27		
	提案者名	朝日放送株式会社 株式会社コミュニティエフエムはまなす 読売テレビ放送株式会社 株式会社日本テレビ放送網株式会社 株式会社ニッポン放送 株式会社TBSテレビ 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ 株式会社文化放送		
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		1		<p>※同様の趣旨の意見が複数社あるため、「株式会社TBSテレビ殿」の意見を記載した。</p> <p>電波は公共の財産であり、その電波を利用する放送事業には強い公共性や社会的役割なども求められている。</p> <p>そのため、電波の周波数割当に当たって、全ての帯域に対して市場原理を優先するオークションを導入することは、なじまないと考えている。「経済的な価値」や「電波の能率的な利用」など、経済合理性ばかりを偏重した議論ではなく、特に電波の公共性や社会インフラとしての機能についても</p>

				敷衍した不足のない議論をするべきではないだろうか。また海外事例を参考にすることも、机上の議論でよしとせず、現実の日本市場の実態に即した議論を行うことが大切だと考えている。
上記の提案内容に対する再提案	放送事業者の公共性については、理解できるものではありませんが、一方、米国、英国等において、商業放送の新規参入がオークションにより決定されている事実もありますので、オークション制度対象の議論において、放送事業者をオークションから除外するのではなく、制度の導入的に応じて制度の対象となる範囲はゼロベースで検討をすべきであると考えます。			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	11、13、16、19、20、26、27		
	提案者名	讀賣テレビ放送株式会社 社団法人日本民間放送連盟 日本テレビ放送網株式会社 株式会社ニッポン放送 株式会社TBSテレビ 株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ 株式会社文化放送		
	提案項目 (該当部分)	項目番号 2	論点の番号 4	内容 ※同様の趣旨の意見が複数社あるため、「日本テレビ放送網株式会社殿」の意見を記載した 「1.」で述べた理由から、放送は市場原理とは相容れないものであり、放送用周波数を周波数オークションの対象に含めることは適当でない。 また、放送事業用周波数についても、放送と一体のもので

				あることから、周波数オークションの対象にすべきではない。
上記の提案内容に対する再提案	<p>放送事業者の公共性については、理解できるものではありませんが、一方、米国、英国等において、商業放送の新規参入がオークションにより決定されている事実もありますので、オークション制度対象の議論においては、移動体通信市場に限った議論ではなく、制度の導入目的に応じて制度の対象となる範囲はゼロベースで検討をすべきであると考えます。</p>			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	8		
	提案者名	米国政府		
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		2	1と4	今後数年間に利用可能となる700メガヘルツ帯および900メガヘルツ帯の周波数帯を含む、地上波の周波数帯を商用利用者に割り当てる際には、日本政府はオークションなどの公平で市場志向型の手法を採用する権限を規制当局者に付与するよう米国政府は提言する
上記の提案内容に対する再提案	<p>本懇談会においては2010年12月14日の政策決定会合の方針どおり、2015年以降に実用化見込みの第4世代携帯電話サービスを念頭に置きオークション導入可否を検討すべきと考えます。</p>			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された	提案番号	23		
	提案者名	モトローラ株式会社		
	提案項目	項目番号	論点の番号	内容

提案	(該当部分)	2	1	論点(案)1導入目的について、国民共有の財産である電波を対象としているものであることから、導入する制度が必ず国民の利益となる論拠を国民に明示できるよう、制度導入の目的についてご議論頂きたいと考えます。
上記の提案内容に対する再提案	上記意見に賛同いたします。導入目的の検討にあたっては、オークション制度導入によるメリットのみを検討するのではなく、現行制度のメリットや現行制度の一部修正によるメリット等との比較により、オークション制度導入自体の是非について検討すべきと考えます。また、本懇談会にて新規参入や公正競争の確保、電波の有効利用、利用者利便の向上など設定される目的が達成できるか市場環境を踏まえて検証も行うべきと考えます。			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	21		
	提案者名	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会		
	提案項目(該当部分)	項目番号 3	論点の番号 その他	内容 オークションの導入については、電波は国民共有の財産であり、国民のために活用するものであるという基本的な合意の元で、その必要性・合理性を十分議論し、目的や効果に照らして検証し、その内容を国民に示した上で、方向性を検討していくことが必要と考えます。上記の考え方にに基づき、以下の視点から意見を申し述べます。

上記の提案内容に対する再提案	上記意見に賛同いたします。また、本懇談会にて新規参入や公正競争の確保、電波の有効利用、利用者利便の向上など、オークションにより期待される目的が達成できるか市場環境を踏まえて検証も行うべきものと考えます。			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	21		
	提案者名	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会		
	提案項目 (該当部分)	項目番号 3	論点の番号 その他	内容 落札価格が必要以上に高騰した場合、事業者負担が増大した結果、利用者が不利益を生じる可能性も懸念されます。また、落札事業者が負担しきれなくなった場合には、サービス提供の遅れが生じたり、当初予定のサービス提供エリアをカバーできなかったり、消費者(サービス利用者)への悪影響も懸念される所です。上記のようなことが無いよう、十分に検証することが必要と考えます。
上記の提案内容に対する再提案	上記意見に賛同いたします。払込金負担が新たに発生することにより事業者の競争力ある料金の設定や設備投資の縮減などが懸念される中、期待される目的がオークション制度によって実現できるのか、また導入することによるデメリットについても、市場環境を踏まえて十分に検証を行うべきと考えます。			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された	提案番号	4、12		
	提案者名	西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社		
	提案項目	項目番号	論点の番号	内容

提案	(該当部分)	1		<p>①先行導入している諸外国の状況把握を十分に行い、メリット・デメリットを明確にし、国民の不利益とならない仕組み作りを論点に検討を要望致します。</p> <p>②オークション導入により、電気通信サービスを公平かつ安定的な提供の妨げとならないよう、慎重な議論を要望します</p>
上記の提案内容に対する再提案	<p>上記意見に賛同いたします。また、本懇談会にて新規参入や公正競争の確保、電波の有効利用、利用者利便の向上など期待される目的が達成できるか市場環境を踏まえて検証も行うべきであると考えます。</p>			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	6		
	提案者名	在日米国商工会議所		
	提案項目(該当部分)	項目番号 2	論点の番号 7	<p>ACCJ は、電波を最大限に有効利用するために、オークションで新たに空く電波を割り当ててほしいと考えます。一方で、現行の電波利用料は見直し、電波の有効利用に対するインセンティブとペナルティを課してはどうかと考えます。</p>

<p>上記の提案内容に対する再提案</p>	<p>オークションで電波を割り当てることと、電波を最大限に有効利用するということと、特に関係があるわけではないものと考えます。また、電波利用料制度に関しては、オークション制度との重複が十分考えられるため、オークション導入をする際には根本的見直しが必要であると考えます。当社としては、電波利用料の総歳入に占める移動体通信事業者(PHS・BWA 含む)の負担は平成 22 年度で 83%を超える状況であることなどオークション制度の検討とは別に電波利用料制度の見直しは必要と考えます。</p>			
<p>周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案</p>	<p>提案番号</p>	<p>4、12、30</p>		
	<p>提案者名</p>	<p>西日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 KDDI 株式会社</p>		
	<p>提案項目 (該当部分)</p>	<p>項目番号</p>	<p>論点の番号</p>	<p>内容</p>
		<p>2</p>	<p>6</p>	<p>【下記、東日本電信電話株式会社殿意見、西日本電信電話株式会社殿、KDDI殿も同趣旨の意見】</p> <p>落札額が高騰する要因となり、国民共有の財産を国民全体のために活用することの弊害となることが想定されるため、二次取引は認めるべきではないと考えます。</p> <p>【下記、株式会社ウィルコム殿意見】</p> <p>転売目的の二次取引以外に、承継・譲渡等による二次取引があるため、二次取引自体は、認めざるをえないと考えますが、オークション参加資格を有しない者が</p>

				取得する等の抜け道がないようルールが必要と考えます。
上記の提案内容に対する再提案	<p>株式会社ウィルコム殿の意見にあるように、事業譲渡による二次取引は認めざるを得ないものの、電波そのものの取引の是非についてはオークション制度で認められる権利の態様に応じて、二次取引を制限すべきかの是非を検証すべきであると考えます。その際には、投機目的での落札の防止の観点も取り入れるべきであると考えます。またこの二次取引の態様には、全部譲渡又は一部譲渡のほか、全部又は一部についての使用权の設定(貸借)も考えられるため、本懇談会で詳細に議論すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その際には、投機によるサービス開始の遅れの防止といった観点も考慮する必要があります。 ・また、二次取引における電気通信紛争処理委員会等によるあっせんや仲裁制度の活用の必要性も本懇談会で議論されることが必要であります。 ・二次取引に関する議論は、オークション対象外の周波数への適用可能性についても、あわせて本懇談会で議論されるべきだと考えます。 			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	31		
	提案者名	株式会社NTTドコモ		
	提案項目(該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		5		周波数オークションを導入する場合、落札希望者は、対象となる周波数帯域の経済的な価値を事前に分析しておく必要がある。一般的には、周波数帯域の経済的価値は、当該帯域の伝搬特性から勘案されることが多いと考えられるが、実際には、伝搬特性だけではなく、隣接業務との関係性や、周波数帯域のグローバル性など、オークション時の個

				別の条件によっても経済的な価値は変動すると考えられる。したがって、周波数オークション導入にあたっては、事前の公平な情報共有が必要不可欠となる。いかにして事前に国民に公平に情報を共有するのか、事前検討のために、情報公開からオークション開始まで、どの程度の期間を設けるのが適切なのか、具体的にどのような情報を共有すべきなのか、等々の検討が必要である。
上記の提案内容に対する再提案	<p>落札した周波数帯域に導入したシステムが他のシステムに干渉するなど、事業展開や投資計画に影響する事項が事後的に発生しないよう周波数の経済価値に直結する事項でもあることから、周波数の帯域・帯域幅・隣接業務・導入システムなど、経済的価値を測る上で重要な指標は十分な周知期間をとり、情報開示すべきと考えます。また、周波数の国際的協調や国際間での干渉問題など、民間では解決が困難且つ事後的に発生する課題について落札した周波数の価値を毀損しないよう国としての対策が必要と考えます。</p>			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	30		
	提案者名	KDDI株式会社		
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		1		(イ) オークションの対象とする周波数について、将来(中長期)に渡って対象となる周波数を予め公表する仕組みの必要性

<p>上記の提案内容 に対する再提案</p>	<p>市場原理によって周波数の割り当て事業者が決まる制度であるため、将来どのタイミングで周波数が市場に供給されるか、中長期的な観点で情報が公開されることが不可欠であると考えます。本懇談会にてこのような観点についても議論すべきと考えます。</p>			
<p>周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案</p>	<p>提案番号</p>	<p>28、32、34</p>		
	<p>提案者名</p>	<p>UQコミュニケーションズ株式会社 株式会社ウィルコム イー・アクセス株式会社</p>		
	<p>提案項目 (該当部分)</p>	<p>項目番号 2</p>	<p>論点の番号 1導入の目的</p>	<p>内容</p> <p>※同様の趣旨の意見が複数社あるため、当社該当項目の意見を記載した。</p> <p>導入の目的</p> <p>・オークションの場合、一般的には多額の金銭を、(複数年ということも検討項目の1つ)事実上一度に支払うことになる場合は、従来それを予定していなかった事業者、特に小規模な事業者や新規参入予定者に対する影響が極めて大きいことは留意いただきたいと考える。</p> <p>・このような大きな制度変更に際しては、導入目的を明確にさせていただき、その目的に沿った権利関係の整理及びその他の負担金である電波利用料との整合性、重複した負担の排除といったことを本懇</p>

				<p>談会で議論いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・導入目的の検討にあたっては、抽象的な文言の検討にとどめるのではなく、一つ一つの目的について、具体的な内容を吟味してその可否の検証を行うべきである。・「電波の経済的価値を反映」とあるが、同じ効用を持つと考えられる電波がオークション実施時期の経済状況の違いによって、ボラティリティが生じることが制度として適切なのかどうか検証すべきであり、オークション制度がより電波の経済的価値を反映した電波割当手段であるのか、現行制度との比較などを慎重に議論すべきであるとする。・また、「免許手続きの透明性確保」についても、現行制度との比較などを本懇談会で検証すべきであるとする。・「国民共有の財産を国民全体のために活用」も抽象的な表現ではなく、オークション制度と現行制度との比較などを本懇談会で検証すべきである。
--	--	--	--	---

<p>上記の提案内容 に対する再提案</p>	<p>新規参入、公正な競争環境の確保、電波の有効利用、利用者利便の向上など期待される目的が制度導入によって達成できるのか、オークション制度を導入することによるデメリットについても、市場環境を踏まえて十分に検証すべきであると考えます。</p>						
<p>周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案</p>	<p>提案番号</p>	<p>28、29、30、32、34</p>					
	<p>提案者名</p>	<p>UQコミュニケーションズ株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社 KDDI株式会社 株式会社ウィルコム イー・アクセス株式会社</p>					
	<p>提案項目 (該当部分)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="646 936 798 992">項目番号</th> <th data-bbox="798 936 986 992">論点の番号</th> <th data-bbox="986 936 1380 992">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="646 992 798 2072">4</td> <td data-bbox="798 992 986 2072">①</td> <td data-bbox="986 992 1380 2072"> <p>※同様の趣旨の意見が複数社あるため、当社該当項目の意見を記載した。</p> <p>オークションの対象</p> <p>・オークション制度を実施するのであれば、競願が発生する免許すべてを対象とする考え方もあるが、特定の分野(例えば地上系移動体通信のみ)とする考え方は公共性の有無といった観点でも合理的な理由とはいえないため、オークションの対象範囲及びその合理的根拠に関する本懇談会での議論を希望する。</p> <p>・また、自営無線等、競願は発生しないがビジネスに使用している場合にはオークショ</p> </td> </tr> </tbody> </table>	項目番号	論点の番号	内容	4	①
項目番号	論点の番号	内容					
4	①	<p>※同様の趣旨の意見が複数社あるため、当社該当項目の意見を記載した。</p> <p>オークションの対象</p> <p>・オークション制度を実施するのであれば、競願が発生する免許すべてを対象とする考え方もあるが、特定の分野(例えば地上系移動体通信のみ)とする考え方は公共性の有無といった観点でも合理的な理由とはいえないため、オークションの対象範囲及びその合理的根拠に関する本懇談会での議論を希望する。</p> <p>・また、自営無線等、競願は発生しないがビジネスに使用している場合にはオークショ</p>					

				ンの対象とするかしないか、その根拠についても本懇談会での議論を希望する。
上記の提案内容に対する再提案	設定される制度の導入目的に応じ、対象範囲については検討すべきで、移動体通信市場ありきで検討することは不相当と考えます。			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	4、28、31、34		
	提案者名	西日本電信電話株式会社 UQコミュニケーションズ株式会社 NTTドコモ株式会社 イー・アクセス株式会社		
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		4	②	<p>※同様の趣旨の意見が複数社あるため、当社該当項目の意見を記載した。</p> <p><u>再免許時のオークション導入可否</u></p> <p>・事業継続に対する期待権を保護すべきであり、再免許時にオークションを実施すべきではないとする考え方、免許期間を見直した上で再免許時にオークションを導入すべきとの考え方もあり得るため、本懇談会で議論していただきたい。</p> <p>・ただし、再免許時にオークションを導入するのであれば、既存免許人が再免許時まで投下した資本に対する補填方法や既存割当周波数を使</p>

				用してサービスを受けている消費者保護等の既存免許人から新免許人への移行の問題も本懇談会で議論すべきと考える。
上記の提案内容に対する再提案	事業の継続性への懸念や利用者が不利益を被らない方策を講じることもあわせて検討すべきと考えます。			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	28、29、30、32、34		
	提案者名	UQコミュニケーションズ株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクBB株式会社 KDDI株式会社 株式会社ウィルコム イー・アクセス株式会社		
	提案項目 (該当部分)	項目番号 5	論点の番号 (1)②	内容 ※同様の趣旨の意見が複数社あるため、当社該当項目の意見を記載した。 <u>公正競争の確保</u> 周波数オークションの導入における公正競争の問題は、一論点で扱う問題ではなく、電気通信事業制度全体で扱うべき問題であり、本意見書の0項「周波数オークション導入に関する議論の前提条件」のア号に記載したとおりである。

上記の提案内容 に対する再提案	公正な競争環境が損なわれないよう、周波数キャップ(総量規制)や新規参入・新興枠の設定等を検討すべきと考えます。		
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	28、30、34	
	提案者名	UQコミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 イー・アクセス株式会社	
	提案項目 (該当部分)	項目番号 5	論点の番号 (2)⑤
上記の提案内容 に対する再提案	投機的な入札を防ぐという観点から最低限のエリアカバー率義務付けの考え方は継続すべきと考えます。		
周波数オークショ	提案番号	34	

ンの導入に関する提案募集において提出された提案	提案者名	イー・アクセス株式会社		
		項目番号	論点の番号	内容
提案項目 (該当部分)	5	(2)⑥	<p><u>ネットワークの他事業者への開放義務付け</u>・本意見書の0項「周波数オークション導入に関する議論の前提条件」のア号に記載したとおり、現在は、プレミアムバンド、国際調和バンドといった利用価値の高い周波数については、NTTグループや KDDI グループ、ソフトバンクグループといった大手通信事業者によって独占されている状況。</p> <p>・オークションの検討において考慮すべき事項である「公正競争の確保」を踏まえれば、当該周波数を使用したネットワークの周波数割当て事業者(MNO 含む)への開放義務付けに関しても本懇談会にて議論すべきと考える。</p>	
上記の提案内容に対する再提案	「公正競争の確保」を踏まえれば、プレミアムバンドや国際調和バンドといった利用価値の高い周波数については、特に使用したネットワークの周波数割当て事業者(MNO 含む)への開放義務付けをすべきであると考えます。			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	30		
	提案者名	KDDI株式会社		
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
	7		<p><u>電波利用料との関係</u></p> <p>(ア) 論点1「導入目的」、論点</p>	

				<p>2「払込金の法的性格」、論点 3「収入の使途」と合わせて検討が必要と考えます。</p> <p>(イ) 現行の電波利用料の性格を踏まえながら、オークションを適用した無線局の電波利用料の負担をどうするかについて、慎重な検討が必要と考えます。</p>
上記の提案内容に対する再提案	<p>オークション制度の目的や払込金の性格にもよりますが、電波利用料と払込金を重疊的に事業者が負担する可能性もあるため、オークション制度と併せて電波利用料制度の見直しも検討すべきと考えます。</p>			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	31		
	提案者名	株式会社NTTドコモ		
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		5		<p><u>周波数オークション導入によるメリット、デメリットを十分に勘案した議論が必要である</u>一般的に、周波数オークションを導入した場合のメリットとして、国庫収入が増加することが挙げられることがある。これは落札額が高騰すればするほど国庫が潤うということを意味するが、一方で、免許人の負担が増加するということも意味している。免許人の負担が増加すれば、結果として、利用者への負担が増加すること、安定した品質確保や事業</p>

				<p>継続が困難になること、サービス高度化に遅れが生じること、等へつながることとなる。</p> <p>国の収入増ということと、国民の重要なライフラインの1つである通信サービスの安定的な提供に影響を与える可能性との得失について十分な検討をし、国民にとって適切な制度となるようご議論いただきたい。</p>
上記の提案内容に対する再提案	<p>日本の移動体通信市場が成熟期を迎えつつある中、オークション制度導入の目的とされている新規参入事業者による新たな市場創出やイノベーションなどの効果が得られるのか等、メリットと共にデメリットについても本懇談会にて議論すべきと考えます。また、制度の目的に応じて活用可能なよう、現行制度とオークション制度は両立すべきと考えます。</p>			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	なし		
	提案者名	なし		
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		9		その他(留意事項や情報提供など)に追加提案いたします。
上記の提案内容に対する再提案	<p>全くの新技术であればトライアルでのオークション実施も考えられますが、市場が成熟しつつある移動体通信において、トライアルはなじまないと考えます。</p>			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された	提案番号	9、22		
	提案者名	SES WORLD SKIES スカパーJSAT 株式会社		
	提案項目	項目番号	論点の番号	内容

提案	(該当部分)	2		※主旨記載 衛星システムを周波数オークションの対象とすることに反対
上記の提案内容に対する再提案	オークションの対象範囲については、制度の導入目的に応じ、移動体通信市場ありきで検討するのではなく、例外は設けず対象範囲について、本懇談会で議論すべきと考えます。			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	9		
	提案者名	SES WORLD SKIES		
	提案項目(該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		2	4	※主旨記載 Cバンド帯における、第4世代移動通信と固定衛星との共用条件の実施
上記の提案内容に対する再提案	<p>参入可能な周波数を特定するために、共用条件等の混信回避のための議論は、十分に実施することは必要と考えます。</p> <p>しかし、我が国で将来の導入が見込まれる3.4-3.6GHz帯、4.4-4.5GHz帯、及び4.8-5.0GHz帯を使った第4世代移動通信サービスと固定衛星サービスとの干渉条件や技術基準等については、本懇談会の検討項目に当たらないと考えます。</p>			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	17		
	提案者名	山田 肇		
	提案項目(該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
		2	1	※主旨記載 周波数オークションの導入により対象周波数帯の産業全体が、研究開発・新規参入の活発化、及び落札事業者の事

				業開始の早期化に貢献する。
上記の提案内容 に対する再提案	<p>新規参入した当社の経験からすると、オークションコストを回収し設備投資を行った場合、技術開発や競争力ある料金設定、積極的な設備投資は困難で、現在の日本の移動体通信市場にオークションを導入することは、中規模の新規・新興事業者にとっては参入障壁となると考えます。</p> <p>既に成熟期を迎えようとしている日本の移動体通信市場において、オークションを導入することで、新規参入事業者による、新たな市場創出やイノベーションといった効果が得られるのか市場環境の評価や海外の先行事例等の分析を踏まえたうえで、デメリットについても本懇談会でしっかりと議論すべきと考えます。</p>			
周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号	17		
	提案者名	山田 肇		
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
	2	9ア	<p>※主旨記載</p> <p>オークション対象の周波数に導入する技術は、「放送」、「通信」、「通信及び放送」等の用途までとし、導入技術は落札者に委ねるべき。</p>	
上記の提案内容 に対する再提案	<p>隣接帯域への干渉条件はその帯域の価値を決めることともなること、干渉条件は技術によって異なることを考慮すると、導入技術を全く落札者の任意とすることは困難であるものと考えます。入札時には前提となる技術が決定されているべきであると考えます。</p> <p>従って、導入する技術は、現行と同様にオークション対象の周波数と隣接する無線システムとの混信回避、及び周波数の有効利用等を予め対象周波数の技術的条件に定めた上で、そのルールの範囲内で導入技術を選択することが必要と考えます。</p>			

組織名及び代表者名	株式会社 ケイ・オプティコム 代表取締役社長 藤野隆雄
-----------	--------------------------------

【提案募集において提出された提案に対する再提案】

周波数オークションの導入に関する提案募集において提出された提案	提案番号			
	提案者名			
	提案項目 (該当部分)	項目番号	論点の番号	内容
上記の提案内容に対する再提案	<p>我が国の携帯電話業界は、数社による寡占状態が続いています。その理由として、携帯電話事業は、有限希少な周波数を利用することから参入障壁が高く、一旦市場が形成されると、新規事業者は設備構築や顧客獲得において著しく不利を被ることが考えられます。</p> <p>しかし、他のサービスを例に挙げるまでもなく、特定の事業者による市場寡占が継続すると、競争の結果であるサービス利用料の低廉化や技術革新が起りにくく、結果的に国民が不利益を被ることになります。</p> <p>このような携帯電話市場を活性化するためには、周波数の割当てを受けていない事業者の市場参入が重要であり、その手立てとしてはMVNO事業を更に振興するしかないと考えます。</p> <p>この点、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の制定・改定等により、順次措置されているところではありますが、MVNOが競争力のある価格で自由度の高いサービス提供を行う等して、MNOと競争を展開していけるだけの条件は、まだ十分整っていないと考えております。</p> <p>そのため、まず次に例示する事項等について、取組んで頂くことが必要と考えているところであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続メニューまたは卸電気通信役務メニューの多様化（データ通信、音声通信等） ・ 接続料または卸電気通信役務料金の妥当性・適正性検証、および当該検証に資する情報の開示 ・ SIMフリー端末の拡大やソフトSIMの導入による端末のオープン化 			

このようななか、周波数オークション制度の検討にあたっては、まず落札額が高騰しないような制度設計が必要と考えます。

落札額の高騰は、諸外国の例にもありますように、オークションにより周波数を獲得したものの、破たんし、結果して当該周波数を有効活用できない事態を招きかねません。また、そのような事態に至らずとも、落札額の転嫁により、MVNOに対する接続料等が高騰することも懸念されます。

次に、市場の寡占化を防ぐための措置も必要と考えます。

周波数獲得にかかるコストが、現在よりも増大することは、当該事業への参入機会が、資金豊富な少数事業者に限定されることを意味しますので、結果して市場の寡占化が固定化し、将来にわたって解消される見込みが極めて少なくなると容易に想定されます。

以上を踏まえ、具体的な方策として、周波数オークションによって新たな周波数を獲得した事業者に対し、獲得した周波数の一部をMVNO用に開放するよう義務付ける制度の導入を提案します。

併せて、MVNOに当該周波数を貸し出す際の料金には、オークションの落札額をそのまま転嫁することを認めず、一定の上限を予め設定しておくことも、MVNOの負担を軽減する上で必要なルールであると考えます。

周波数は国民共有の財産であるため、周波数オークションの制度設計においては、市場の活性化を第一に、利用料低廉化や技術革新を促進し、最終的には国民一人一人の利益向上に繋がっていくようなものとするのが、何より重要であると考えます。

以 上